

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

横手市長 高橋 大

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 横手市 (05203) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 横手 (本郷、安田原、碓、明永、鶴谷地、野中、中杉沢、見入野、八軒町、中前郷、西前郷、柳町、大水戸、内町、本町、水上、平城、三枚橋、上真山、大上境、館、間明田、馬場、関合、三ツ栗、太郎小屋、根田川、村東、大島、松林、黒落、川原、福島、寺村、千本野、牛柳、和野、根田、百万刈、上猪岡、中猪岡、野脇、沼下、森崎、城野岡、赤松、赤坂、後野、伏山、三本柳、赤川、般若寺、塚堀、郷口、外ノ目、桜沢、新藤柳田、大屋寺内、檜沢、大屋新町、安田、婦気大堤、本町、西部、公園下、金沢中野、南部、安本、大沢) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年1月16日 横手北部基盤整備地区(第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・農業を担う者は243経営体で、うち認定農業者は145経営体となっている。担い手の高齢化が課題となっている。 ・中山間部を除いては、担い手への集積が進んできているが、耕作ほ場の集約化が課題となっている。 ・ほ場整備事業の実施地区については、法人化が進んでおり農地集積が進んでいるが、未整備のほ場は作業効率が悪く、受け手不足となっている。 ・樹園地については、高齢化・後継者不足で受け手が減少し、将来、生産管理の継続が困難な樹園地の発生が懸念される。 <p>【地域の基礎的データ】 認定農業者145経営体 うち農業法人数 33経営体 主な作物:水稲、大豆、飼料用米、野菜(トマト、スイカほか)、果樹(リンゴ、ブドウほか)</p> |
|--|

(2) 地域における農業の将来の在り方

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・水稲を中心とした複合経営の確立を図るため、収益性の高い複合作物の導入をさらに進める。水稲等の土地利用型作物については、スマート農業の普及により低コスト、省力化を進める。 ・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指す。 ・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進する。 ・将来に自信を持って引き継げる環境を確保する。 |
|---|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 3,263 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 3,261 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 0 ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

| |
|--|
| 農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。地域の範囲は変更なし |
|--|

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農地所有適格法人、集落型農業法人等)への農地の集積・集約化を進めるとともに、担い手が不足している中山間部では、地域外からの担い手への集積や、後継者や新規参入者などの、多様な農業を担う者による農地利用を進める。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 農地の出し手や受け手の意向を踏まえながら、機構を通じた利用権設定等を進めるとともに、集約化を踏まえた調整を行う。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員による意向把握や調整により、所有者の貸付意向に配慮しながら、規模拡大を志向する担い手への集積を進めるとともに、新規参入、新規就農者など多様な担い手に対する農地の確保にも配慮する。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の取組を検討する。横手北部地区については、機構関連基盤整備事業の実施に向けて、令和9年度より調査事業を実施し事業採択を目指す。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 県やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、相談から定着まで切れ目のなく取り組んでいく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、必要とする経営体が活用できるようにする。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|---|-------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

- ①緩衝帯整備の適時・適切な実施や電気柵当設置の推進により各種被害の抑止を図る。
- ②環境に配慮した生産活動や生産資材のコスト削減を図るため、環境保全型農業直接支払い交付金などを活用し、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。
- ③ほ場条件のよい農地を中心に、スマート農業機械の導入を進め、低コスト、省力生産に取り組む。また、より効果的に実施するためにも、農地の集約化を進める。
- ⑤雪害防止技術の普及と廃園を抑制する取り組みへの支援などにより、県内一の果樹産地の維持を図る。
- ⑦中山間地域等の条件不利農地等については、地域活動等により保全管理を図る。